

# すすめよう！男女共同参画

問合せ先

役場企画課企画調整係  
(内線212)

## ◆DVは人権侵害です

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とは、配偶者や恋人などの親しい男女間で起こる暴力のことです。男性が被害を受ける場合もありますが、被害者のほとんどは女性となっているのが現状です。

DVと聞くと、殴る・蹴るなどの「身体的暴力」を思い浮かべるかもしれませんが、他にもさまざまな形の暴力があり、無視する・大声で怒鳴るなどの「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要するなどの「性的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、実家や友人との付き合いを制限するなどの「社会的暴力」、子どもに危害を加えると言って脅すなどの「子どもを利用した暴力」も該当します。多くの場合は、これらが複雑に絡み合い、繰り返し行われるという特徴があります。

近年は、10代の学生など若年層の間でも「デートDV」と呼ばれる暴力被害が起きています。交際相手を自分の所有物のように思い込み、コントロールするために暴力を振るうなど、将来深刻なDVにつながる可能性もあり問題となっています。

どんな間柄でも、どんな事情があっても、暴力は絶対に許される行為ではありません。DVは重大な人権侵害であり、犯罪行為です。

## ◆ひとりで抱え込まないで

DVは周囲の人たちには分かりにくく、また、身体的以外の暴力は、被害者自身も気付いていないことがあります。あなた自身や周囲の人が、DVを受けている、もしかしたらDVかもしれない、と思ったら、悩まずに相談してください。また、緊急時には110番通報してください。

### 【相談窓口】

- 役場町民課町民相談・施設係（内線554）
- 十勝総合振興局保健環境部環境生活課（道民生活担当） ☎26-9029
- 北海道立女性相談援助センター ☎011-666-9955
- 女性の人権ホットライン（男性も相談できます） ☎0570-070-810
- 北海道警察相談専用ダイヤル（24時間対応） ☎#9110
- 駆け込みシェルターとかち ☎23-9911